２　居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度

二　当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあっては、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度

第百五条中「（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下同じ。）」、「同法第八十六条第一項の」、「（以下「換地計画」という。）」、「同法第二条第四項に規定する」及び「（以下「施行地区」という。）」を削り、「同法第八十九条」を「土地区画整理法第八十九条」に改める。

第百五条の二中「（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）」を削る。

第百六条を次のように改める。

（駐車場配置適正化区域への準用）

第百六条　第六十二条の九の規定は、立地適正化計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る駐車場配置適正化区域について準用する。

第百七条中「に関する事項」を削り、「第八十一条第五項第一号」を「（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第六項第一号」に改める。

第百九条第一項中「（同号に掲げる工業専用地域を除く。）」を削る。

第六章第五節中第百九条の十二を第百九条の二十一とし、第百九条の十一を第百九条の二十とする。

第百九条の十中「第百九条の八」を「第百九条の十七」に改め、「（平成十六年法律第百二十三号）」を削り、同条を第百九条の十九とし、第百九条の九を第百九条の十八とし、第百九条の八を第百九条の十七とし、第百九条の七を第百九条の十六とする。

第百九条の六第三項第一号中「第八十一条第十項」を「第八十一条第十五項」に改め、同条を第百九条の十五とする。

第百九条の五第一項中「第八十一条第九項」を「第八十一条第十四項」に改め、同条を第百九条の十四とする。

第百九条の四第一項中「第百九条の二第三項」を「第百九条の四第三項」に改め、第六章第四節中同条を第百九条の六とする。

第六章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　居住誘導区域等権利設定等促進計画等

（居住誘導区域等権利設定等促進計画の作成）

第百九条の七　市町村は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に存する建物を対象として居住誘導区域等権利設定等促進事業を行おうとするときは、当該居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する計画（以下「居住誘導区域等権利設定等促進計画」という。）を作成することができる。

２　居住誘導区域等権利設定等促進計画においては、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。

一　権利設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二　前号に規定する者が権利設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三　第一号に規定する者に前号に規定する土地又は建物について権利設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

四　第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地又は建物の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法

五　第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地又は建物の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

六　その他権利設定等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項

３　居住誘導区域等権利設定等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一　居住誘導区域等権利設定等促進計画の内容が立地適正化計画に記載された第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事項に適合するものであること。

二　居住誘導区域等権利設定等促進計画において、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の整備を図るため行う権利設定等又はこれと併せて行う当該権利設定等を円滑に推進するために必要な権利設定等が記載されていること。

三　前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

四　前項第二号に規定する建物ごとに、同項第一号に規定する者、当該建物について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該建物について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

五　前項第二号に規定する土地に定着する物件（同号に規定する建物を除く。）ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

六　前項第一号に規定する者が、権利設定等が行われた後において、同項第二号に規定する土地又は建物を同項第四号又は第五号に規定する土地又は建物の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画の作成の要請）

第百九条の八　立地適正化計画に記載された居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地又は当該土地に存する建物について地上権、賃借権、使用貸借による権利又は所有権を有する者及び当該土地又は建物について権利設定等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その協定の目的となっている土地又は建物につき、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成すべきことを市町村に対し要請することができる。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画の公告）

第百九条の九　市町村は、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（公告の効果）

第百九条の十　前条の規定による公告があったときは、その公告があった居住誘導区域等権利設定等促進計画の定めるところによって地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

（登記の特例）

第百九条の十一　第百九条の九の規定による公告があった居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めることができる。

（勧告）

第百九条の十二　市町村長は、権利設定等を受けた者が居住誘導区域等権利設定等促進計画に記載された土地又は建物の利用目的に従って土地又は建物を利用していないと認めるときは、当該権利設定等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従って土地又は建物を利用すべきことを勧告することができる。